

議案第 24 号

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の育児休業等に関する条例(平成 17 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」)という。)を除く。)のうち、<u>基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した時間がある職員</u>には、当該基準日に係る勤 勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第 8 条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復 帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められる ときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換 算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復 帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はその いずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整すること ができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内 の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る勤 勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第 8 条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任 用職員</u>」)という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、他の 職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期 間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き 勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後にお ける最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場 合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
別表第 1 (第 3 条関係)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>976,000 円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>770,000 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>696,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	976,000 円	副市長	770,000 円	教育長	696,000 円	別表第 1 (第 3 条関係)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>973,000 円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>767,000 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>693,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	973,000 円	副市長	767,000 円	教育長	693,000 円
職名	給料月額																		
市長	976,000 円																		
副市長	770,000 円																		
教育長	696,000 円																		
職名	給料月額																		
市長	973,000 円																		
副市長	767,000 円																		
教育長	693,000 円																		

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の額) 第 2 条 議長等の議員報酬(以下「議員報酬」という。)の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>591,000 円</u> 副議長 月額 <u>517,000 円</u> 議員 月額 <u>462,000 円</u></p>	<p>(議員報酬の額) 第 2 条 議長等の議員報酬(以下「議員報酬」という。)の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>589,000 円</u> 副議長 月額 <u>515,000 円</u> 議員 月額 <u>460,000 円</u></p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(給料)		
第 3 条 管理者の給料月額は、 <u>645,000 円</u> とする。		(給料) 第 3 条 管理者の給料月額は、 <u>642,000 円</u> とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のとおり制定いたしたい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は
地方公営企業の管理者 2

(4) 市の職員(前 2 号に掲げる職員を除く。) 1

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議案第 29 号

丸亀市附属機関設置条例の一部改正について
丸亀市附属機関設置条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市附属機関設置条例の一部を改正する条例

丸亀市附属機関設置条例(平成 17 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後

別表(第 1 条関係)

附属機関の属する執行機関	市長	丸亀市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開、個人情報及び特定歴史公文書等に係る審査請求についての調査、審議、審査及び答申に関する事務	委員の定数	5 人以内	委員の任期	2 年	構成者	学識経験者	会議の開催	委員の半数以上の出席(以下「半数以上」という。)	会議の決定	出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる(以下「過半数」という。)	庶務担当	市長公室
--------------	----	-------------------	---	-------	-------	-------	-----	-----	-------	-------	--------------------------	-------	--	------	------

改正前

別表(第 1 条関係)

附属機関の属する執行機関	市長	丸亀市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開の総合的推進及び個人情報保護の適正な運営並びに特定歴史公文書等の利用に係る審査請求についての調査、審議、審査及び答申に関する事務	委員の定数	5 人以内	委員の任期	2 年	構成者	学識経験者	会議の開催	委員の半数以上の出席(以下「半数以上」という。)	会議の決定	出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる(以下「過半数」という。)	庶務担当	市長公室
--------------	----	-------------------	--	-------	-------	-------	-----	-----	-------	-------	--------------------------	-------	--	------	------

改正後

略	丸亀市 総合審査委員会	市が発注する建設工事において、総合審査価格一般競争入札又は総合審査指名競争入札を実施するにあたり必要な評価、審議に関する事務	4人以内	2年	2年	略	略	略	略	略	略
略	丸亀市 建築審議会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	丸亀市 総合審査委員会	市が発注する建設工事において、総合審査価格一般競争入札又は総合審査指名競争入札を実施するにあたり必要な評価、審議に関する事務	4人以内	2年	2年	略	略	略	略	略	略
略	丸亀市 建築審議会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正前

略	丸亀市 総合審査委員会	市が発注する建設工事において、総合審査価格一般競争入札又は総合審査指名競争入札を実施するにあたり必要な評価、審議に関する事務	3人	2年	2年	略	略	略	略	略	略
略	丸亀市 建築審議会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	丸亀市 総合審査委員会	市が発注する建設工事において、総合審査価格一般競争入札又は総合審査指名競争入札を実施するにあたり必要な評価、審議に関する事務	3人	2年	2年	略	略	略	略	略	略
略	丸亀市 建築審議会	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後						改正前								
丸亀市 下水道 事業運 営審議 会	略	略	略	略	略	丸亀市 下水道 事業運 営審議 会	略	略	略	略	略			
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略			
丸亀市 換地評 価委員 会	略	略	略	略	略	丸亀市 換地評 価委員 会	略	略	略	略	略			
丸亀市 換地評 価委員 会	略	略	略	略	略	(仮称)う ちわの 常設展 示館・ 物産建 設及び 市民ひ ろば整 備検討 委員会	(仮称)う ちわの 常設展 示館・ 物産建 設及び 市民ひ ろば整 備につ いての 調査、 審議及 び答申 に関する 事務	14人 以内	証問に 係る答 申まで	(1)学 識経験 者(2)公 共的団 体の構 成員(3)公 募によ り選任 した者	半数以 上	過半数	産 業生 活部	
丸亀市 環境審 議会	略	略	略	略	略	丸亀市 環境審 議会	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 丸亀市の特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第42号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)	区分	報酬の額
略	略	略	略
子ども読書活動推進協議会委員	子ども読書活動推進協議会委員	子ども読書活動推進協議会委員	日額 7,000 円
		(仮称)うちの常設展示館・物産館建設及び市民ひろば整備検討委員会委員	
		市庁舎等整備審議会委員	
未来を築く地域戦略会議委員	未来を築く地域戦略会議委員	未来を築く地域戦略会議委員	
略	略	略	
略	略	略	

議案第 30 号

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第 2 節 運営に関する基準</p> <p>(揭示)</p> <p>第 24 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示する<u>とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しななければならない。</p> <p>第 4 章 雑則 (電磁的記録等) 第 54 条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線</p>	<p>第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第 2 節 運営に関する基準</p> <p>(揭示等)</p> <p>第 24 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しななければならない。</p> <p>第 4 章 雑則 (電磁的記録等) 第 54 条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線</p>

改正後	改正前
<p>で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p>で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 31 号

丸亀市手数料条例の一部改正について
丸亀市手数料条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市手数料条例の一部を改正する条例

丸亀市手数料条例(平成 17 年条例第 81 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後		改正前	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
略		略	
64 介護保険法第 115 条の 21 に おいて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域密 着型介護予防サービス事業者の指 定の更新の申請(第 60 項の申請と 一体的に行うものを除く。)に対 する審査	略	64 介護保険法第 115 条の 21 に おいて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域密 着型介護予防サービス事業者の指 定の更新の申請(第 60 項の申請と 一体的に行うものを除く。)に対 する審査	略
65 介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定に基づく指定介護予防 支援事業者の指定の申請(第 61 項 の申請と一体的に行うものを除 く。)に対する審査	1 件につき 10,000 円		
66 介護保険法第 115 条の 31 に おいて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予 防支援事業者の指定の更新の申請	1 件につき 10,000 円		

改正後		改正前	
(第62項の申請と一体的に行うものを除く。)に対する審査			
67 介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請に対する審査	略	65 介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請に対する審査	略
68 介護保険法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	略	66 介護保険法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 32 号

丸亀市介護保険条例の一部改正について

丸亀市介護保険条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市介護保険条例の一部を改正する条例

丸亀市介護保険条例(平成 17 年条例第 123 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前
<p>(保険料額)</p> <p>第 2 条 保険料額は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>24,720 円</u></p> <p>(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>35,850 円</u></p> <p>(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>42,650 円</u></p> <p>(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>53,770 円</u></p> <p>(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>61,800 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,310 円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。)が <u>135 万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料額)</p> <p>第 2 条 保険料額は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>26,580 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>38,940 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>46,350 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>53,770 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>61,800 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,310 円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。)が <u>125 万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

改正後	改正前
<p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,820円</p> <p>ア 合計所得金額が135万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 101,970円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 105,060円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態</p>	<p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,820円</p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 101,970円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 111,240円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態</p>

改正後	改正前
<p>となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 117,420 円</p> <p>ア 合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 129,780 円</p> <p>ア 合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 142,140 円</p> <p>ア 合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第38条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 148,320 円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、14,220円とする。</p>	<p>となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 123,600 円</p> <p>ア 合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 135,960 円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、14,220円とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、23,490円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、42,340円とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号)に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る当該第1号被保険者についての保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当する保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号イ(同号)に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、23,490円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、43,260円とする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号)に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至った第1号被保険者に係る当該第1号被保険者についての保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号イ(同号)に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の丸亀市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 33 号

丸亀市国民健康保険条例の一部改正について

丸亀市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

丸亀市国民健康保険条例(平成 17 年条例第 124 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(規則への委任) 第 3 条 略 (被保険者としないもの) 第 3 条の 2 <u>児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は同法の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。</u></p>	<p>(規則への委任) 第 3 条 略</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

丸亀市漁港管理条例の一部改正について
丸亀市漁港管理条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市漁港管理条例の一部を改正する条例

丸亀市漁港管理条例(平成 17 年条例第 161 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正前	改正後
<p>(目的) 第 1 条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第 1 条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について
丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

丸亀市市営住宅設置及び管理条例(平成 17 年条例第 164 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正前	改正後
<p>第 2 章 市営住宅の管理 (入居者の資格) 第 6 条 略</p> <p>2 高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(第 9 条第 2 項において「高齢者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</p>	<p>第 2 章 市営住宅の管理 (入居者の資格) 第 6 条 略</p> <p>2 高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(第 9 条第 2 項において「高齢者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2(配偶者暴力防止法第 28 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</p>

改正後	改正前
<p>(9) <u>18歳以上60歳未満の者で、規則で定める特定の市営住宅に入居しようとするもの</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 36 号

丸亀市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

丸亀市下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合、当該賠償責任に係る賠償額が 50 万円を超える場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丸亀市消防団員等公務災害補償条例(平成 17 年条例第 175 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 2 章 損害補償 (補償基礎額) 第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状況となった場合には、<u>9,100 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第 5 条関係) 補償基礎額表</p>	<p>第 2 章 損害補償 (補償基礎額) 第 5 条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状況となった場合には、<u>8,900 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第 5 条関係) 補償基礎額表</p>

改正後			改正前		
階級	勤務年数		階級	勤務年数	
	10年未満	10年以上20年未満		10年未満	10年以上20年未満
団長及び副団長	12,500円	13,350円	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	8,900円	9,790円	10,670円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた丸亀市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条例第4号アに規定する障害補償年金及び同条例第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 38 号

丸亀市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正について
丸亀市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成 19 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定に基づき、競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定に基づき、競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円を超える場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

丸亀市モーターボート競走事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
丸亀市モーターボート競走事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
丸亀市モーターボート競走事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例(令和元年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類) 第 3 条 略</p> <p>2 手当の種類は、地域手当、通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、退職手当及び特別手当とする。</p> <p>(期末手当) 第 10 条 略</p>	<p>(給与の種類) 第 3 条 略</p> <p>2 手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、<u>退職手当</u>及び特別手当とする。</p> <p>(期末手当) 第 10 条 略</p> <p>(<u>勤勉手当</u>) <u>第 10 条の 2 給与条例第 13 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。</u></p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

丸亀市モーターポート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
丸亀市モーターポート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターポート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
丸亀市モーターポート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例(令和元年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類) 第 3 条 略</p> <p>2 手当の種類は、職位手当、時間外勤務手当、ナイトター勤務手当、特定日出勤手当、売上金増に関する手当、通勤手当、特別手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (期末手当) 第 12 条 略 (勤勉手当) 第 12 条の 2 勤勉手当は、6 月及び 12 月に、<u>就業実績及び勤務成績に応じ、競走事業の業績を考慮した上で、予算の範囲内で支給することができる。</u></p>	<p>(給与の種類) 第 3 条 略</p> <p>2 手当の種類は、職位手当、時間外勤務手当、ナイトター勤務手当、特定日出勤手当、売上金増に関する手当、通勤手当、特別手当、期末手当及び退職手当とする。 (期末手当) 第 12 条 略</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 41 号

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 17 年条例第 105 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 9 条 次に掲げる行為については、第 6 条第 1 項又は前条後段の規定は適用しない。この場合において、第 6 条第 1 項の許可又は前条後段の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に係る行為</p> <p>(11)～(23) 略</p>	<p>第 9 条 次に掲げる行為については、第 6 条第 1 項又は前条後段の規定は適用しない。この場合において、第 6 条第 1 項の許可又は前条後段の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(11)～(23) 略</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

丸亀市監査委員条例の一部改正について

丸亀市監査委員条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市監査委員条例の一部を改正する条例

丸亀市監査委員条例(平成 17 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第 6 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項若しくは第 7 項、第 235 条の 2 第 2 項、第 242 条第 1 項、<u>第 243 条の 2 の 8 第 3 項又は地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 27 条の 2 第 1 項若しくは地方公営企業法第 34 条の規定により監査の請求又は要求があつたときは、その日から 60 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第 6 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項若しくは第 7 項、第 235 条の 2 第 2 項、第 242 条第 1 項、<u>第 243 条の 2 の 2 第 3 項又は地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 27 条の 2 第 1 項若しくは地方公営企業法第 34 条の規定により監査の請求又は要求があつたときは、その日から 60 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

総合整備計画の変更について（香川県丸亀市本島町辺地）

次のとおり変更いたしたい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1	整備計画	香川県丸亀市本島町辺地に係る総合整備計画	
2	変更後の内容	整備する公共的施設	
		コミュニティバス待合所（小阪）	1 棟
		市道（松ヶ浦 1 号線）	1 本
		公衆便所（泊港）	1 棟
		浮棧橋（本島笠島漁港）	1 橋
		小型動力ポンプ付積載車（消防団）	1 台
		本島診療所診療機器（解析付心電計）	1 台

参 照 総合整備計画書（第 1 次変更）（写） 別紙のとおり

総合整備計画書(第1次変更)(写)

香川県丸亀市本島町辺地
(辺地の人口 325 人、面積 6.75 k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

本島町

(2) 地域の中心の位置

本島町泊 4 1 0 番地 1

(3) 辺地度点数

1 3 0 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本島地域は、丸亀港の沖合約 1 0 k m に位置する離島である。

島の公共的施設は老朽化等が進んでおり、改修等が必要となっている。今回、整備対象とする施設として、まず、小阪地区にあるコミュニティバスの待合所は、老朽化が進み、安全性の確保が課題となっている。地域住民や観光客の島内移動手段の一つとして重要なコミュニティバスの待合所の改修を行うことで、利用者の安全性を確保するとともに、利便性を向上させ、島内交通環境の改善を図る。

次に、市道松ヶ浦 1 号線道路は、幅員が狭く、安全性が十分には確保されていない。島内集落を結ぶ道路は日常生活を支える重要な公共的施設であり、道路拡幅により地域住民の利便性や安全性を高め、島内交通の維持・改善を図る。

第 1 次変更に関しては、1 点目は、本島の玄関口である本島泊港に隣接する泊港公衆トイレは、建築後 2 9 年が経過し、単独処理浄化槽等の老朽化が懸念されており、また、多目的トイレ以外は和式トイレである。そこで、現在の単独処理浄化槽から、公衆トイレの汚水等を適切に処理できる合併処理浄化槽への取替え及び接続工事を行うこと、和式トイレを洋式化すること及び LED 照明化工事等を行うことで、地域の生活環境の向上と増加が見込まれる観光客らの受入れを可能なものとする。

2 点目は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島まち並保存地区の近辺にある浮棧橋は、設置後 1 0 年以上が経過し、老朽化により破損しており、乗降が危険で使用できない状態である。地元漁業者及び観光客の利用頻度が高く重要な公共的施設であり、現況施設を改良することにより、漁業者の安全安心な施設とするとともに、令和 7 年に開催が予定されている瀬戸内国際芸術祭等により、増加が見込まれる観光客らの受入れを可能なものとする。

3 点目は、消防団に配備している小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）が 1 7 年以上経過したため、更新計画に基づき、車両を新たに購入し配備することで、消防力の向上並びに安心・安全な地域づくりを目指す。

4 点目は、本島診療所にある解析付心電計が購入から 8 年以上経過し、現在使用している機器は、部品類の入手が困難で令和 6 年 3 月にアフターサービスが終了予定であり、故障時の対応が難しくなっているため、解析付心電計の更新を図ることで、安全安心な日常診療及び特定健診等を行う。

- ①本島コミュニティバス待合所改築事業
本島小阪地区にあるコミュニティバス待合所の改築事業
- ②市道松ヶ浦1号線道路改良事業
市道松ヶ浦1号線の拡幅事業
- ③本島地区公衆トイレ整備事業（泊港）
観光及び生活環境向上のための公衆トイレ整備
- ④本島笠島漁港浮棧橋整備事業
瀬戸内国際芸術祭事業及び水産業振興対策事業
- ⑤消防ポンプ自動車等整備事業
消防団の小型動力ポンプ付積載車整備事業
- ⑥本島診療所診療機器整備事業
安全安心な診療及び健診のための解析付心電計整備事業

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体名	区分			
		事業費	財源内訳		一般財源のうち地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
本島コミュニティバス待合所改築事業 (令和5年度)	丸亀市	5,500	0	5,500	5,500
市道松ヶ浦1号線道路改良事業 (令和5～9年度)	丸亀市	53,100	0	53,100	53,100
本島地区公衆トイレ整備事業 (令和6年度)	丸亀市	56,420	0	56,420	55,500
本島笠島漁港浮棧橋整備事業 (令和6年度)	丸亀市 (瀬戸内国際芸術祭事業)	22,000	0	22,000	22,000
	丸亀市 (水産業振興対策事業)	16,000	10,000	6,000	6,000
消防ポンプ自動車等整備事業 (消防団・宮ノ浜)(令和6年度)	丸亀市	9,363	0	9,363	9,300
本島診療所診療機器整備事業 (令和6年度)	丸亀市	4,000	2,000	2,000	1,000
合計		166,383	12,000	154,383	152,400

辺地度数算定表 (本土) (離島)

香川県丸亀市 本島町 地域 (人口 325人 面積 6.75 km²)

区分	距離 (イ) km	単位距離 (ロ) km	(イ) / (ロ) (ハ)	点数	備考
駅又はバス停留所		0.20			駅 停留所
小学校	A 0.3 B 0.33 計 0.3	0.17 0.33	1.76	2	本島 小学校 (級地)
中学校	A 0.3 B 0.67 計 0.3	0.33 0.67	0.91	1	本島 中学校 (級地)
高等学校	A 11.16 B 2.00 計 11.16	1.00 2.00	11.16	12	藤井 高等学校
中等教育学校	A 0.25 B 0.50 計 0.75	0.25 0.50			中等教育学校
医療機関	A 0 B 0.33 計 0.33	0.17 0.33	0.00	0	本島 診療所
郵便局	A 0.4 B 0.67 計 1.07	0.33 0.67	1.21	2	本島 郵便局
役場	A 10.5 B 1.33 計 11.83	0.67 1.33	15.67 0.75	17	丸亀市
近傍の市役所等	A 10.5 B 3.33 計 13.83	1.67 3.33	6.29 0.30	7	丸亀市
船着場	A 0.5 B 0.27 計 0.77	0.13 0.27	4	4	本島港
船着場から本土の定期航行の発着場までの距離	10	0.50	20	20	丸亀市 丸亀港
計			(ハ)	65	

離島 { を除く }

本土 { を除く }

回	(二)	点	(ホ)	240回	40点
鉄道又は定期バスの一日往復回数	船着場から本土までの月間平均の定期航行の回数				
鉄道又は定期バスの運行休止期間	月 ~ 月 月 ~ 月 計				
運休の理由	日間 (ハ) 日間 日間				
計 (ハ) + (二) + (ホ) + (ハ)				105点	

(令和5年4月1日現在)

地域の総戸数 C	無点灯戸数 D	D / C %	(フ)	点数
201戸	0戸		0	0点
電気の供給が制限されている場合の状況と供給時間等				
			(リ)	0点
飲用水を主として天水又は川水等から求めている場合の状況				
			(ヌ)	0点
地域に電話がない場合の状況				
(もよりの電話所在地までの距離 km)			(ル)	0点
当該地域において携帯電話が一社も通じない場合				
			(ヲ)	0点
特定振興山村の状況				
振興山村の名称			(リ)	点数
振興山村の指定年月日				
財政力指数				0点
(平成 年度 ~ 年度)				点数
半島振興対策実施地域市町村の状況			(ホ)	0点
名称				
(1) 郡市名				
町村名				
(1) の市町村における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況			(三)	
(1) の市町村の市役所又は町村役場から、次の施設までの所要時間				
① 高速自動車国道のインターチェンジ			分	
② 空港			分	
③ 新幹線鉄道の停車駅			分	
計 (① + ② + ③)				0点
島の状況			(タ)	点数
名称 本島				
(1) 郡市名 丸亀市				25点
町村名				
(1) の島における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況			(レ)	
(1) の島の交通の中心地から、次の施設までの所要時間				
① 高速自動車国道のインターチェンジ			55分	
② 空港			85分	
③ 新幹線鉄道の停車駅			95分	
計 (① + ② + ③)			235分	0点
計 (フ) + (リ) + (ヌ) + (ル) + (ヲ) + (タ) + (レ) + (ツ)				130点

計 (フ) + (リ) + (ヌ) + (ル) + (ヲ) + (タ) + (レ) + (ツ) 130点

計 (ハ) + (二) + (ホ) + (ハ) 105点

第6号様式別表

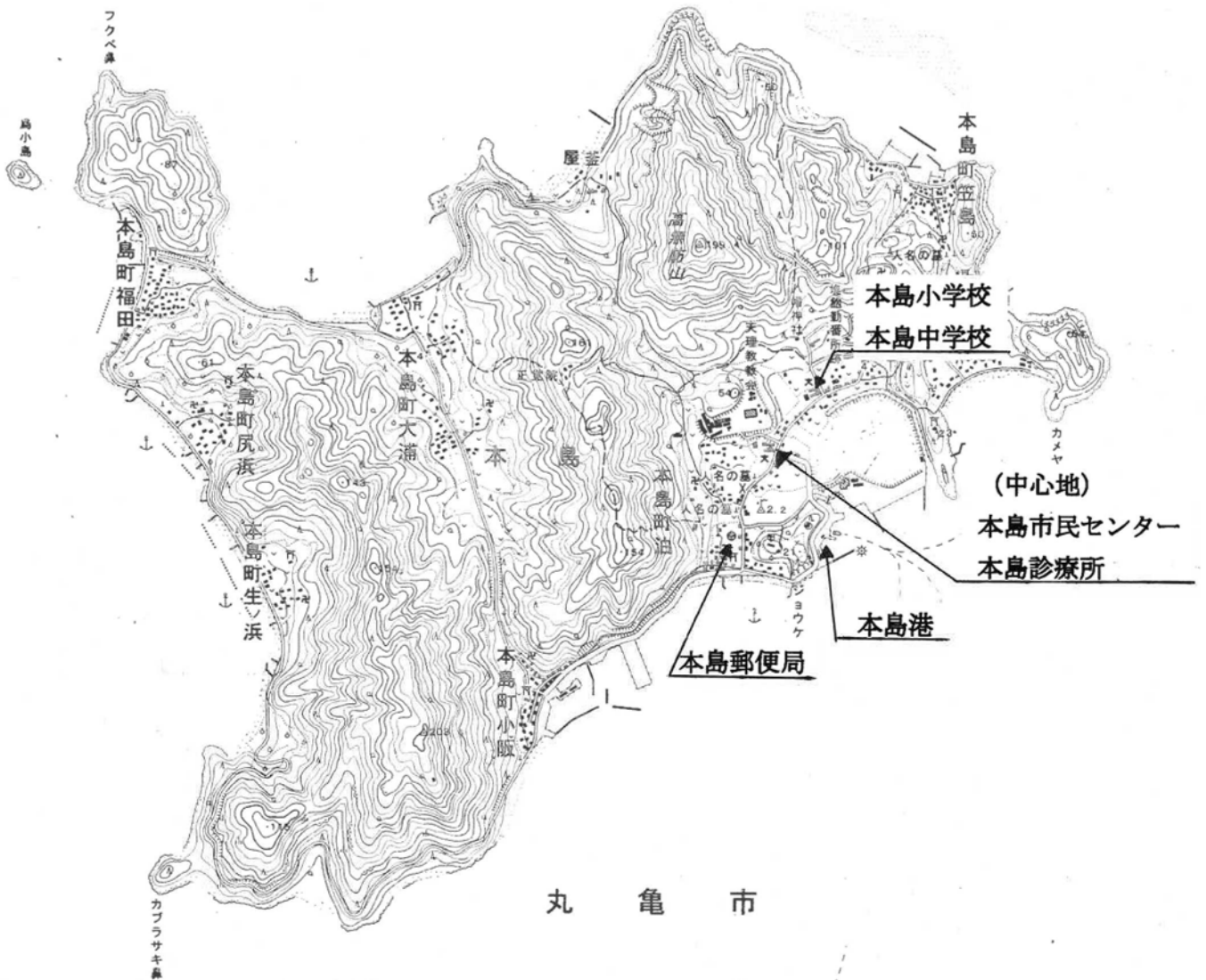
辺地度数算定表別表(市町名:丸亀市 辺地名:本島町)

(単位: km)

小学校 (本島小学校)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 本島 (徒歩)	→	→	→	→	→	→	合計 A(0.3) B(0)
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.3	()	()	()	()	()	()	
中学校 (本島中学校)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 本島 (徒歩)	→	→	→	→	→	→	合計 A(0.3) B(0)
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.3	()	()	()	()	()	()	
高等学校 (藤井高等学校)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 本島港 (徒歩)	→	丸亀港 (船)	→	藤井 (徒歩)	→	→	合計 A(11.16) B(0)
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.5 10	0.66	()	()	()	()	()	
中等教育学校	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→	→	→	→	→	→	→	合計 A() B()
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	()	()	()	()	()	()	()	
医療機関 (本島診療所)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 本島 (徒歩)	→	→	→	→	→	→	合計 A(0) B(0)
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0	()	()	()	()	()	()	
郵便局 (本島郵便局)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 本島 (徒歩)	→	→	→	→	→	→	合計 A(0.4) B(0)
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.4	()	()	()	()	()	()	
役場 (丸亀市役所)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 本島港 (徒歩)	→	丸亀港 (船)	→	丸亀 (バス)	→	→	合計 A(10.5) B(1)
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.5 10	1	()	()	()	()	()	
近傍の市役所等 (丸亀市役所)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 本島港 (徒歩)	→	丸亀港 (船)	→	丸亀 (バス)	→	→	合計 A(10.5) B(1)
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.5 10	1	()	()	()	()	()	
船着場 (本島港)	駅・バス停・施設等 交通手段	中心点	→ 本島港 (徒歩)	→	→	→	→	→	→	合計 A(0.5) B(0)
	区分 (距離)	A(交通機関無) B(交通機関有)	0.5	()	()	()	()	()	()	
備考	最寄りの駅等	中心	→ 本島港 (徒歩)	→	→	→	→	→	→	合計 A() B()
			0.5	()	()	()	()	()	()	

注1 同一交通機関の経路については、始点と終点を記入すればよい。(乗継駅を記入する必要はない。)
注2 距離は小数点第2位まで記入すること。(小数点以下3位を四捨五入。)

位置図：本島町



議案第 44 号

総合整備計画の策定について（香川県丸亀市広島町辺地）

次のとおり策定をいたしたい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 整備計画 香川県丸亀市広島町辺地に係る総合整備計画

2 内 容 整備する公共的施設

公衆便所（王頭山入口）	1 棟
公衆便所（心経山入口）	1 棟
橋梁（市道江の浦 12 号線 2 号橋）	1 橋
小型動力ポンプ付積載車（消防団）	1 台

参 照 総合整備計画書（写） 別紙のとおり

総合整備計画書(写)

香川県丸亀市広島町辺地
(辺地の人口 233 人、面積 12.32 k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
広島町
- (2) 地域の中心の位置
広島町江の浦 3 7 3 番地 3
- (3) 辺地度点数
1 7 0 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

広島は、丸亀港の沖合約 1 2 k m に位置し、塩飽諸島で最も大きな島である。

当地域は、古くから良質な花崗岩が産出され、令和元年度には「石の島」として日本遺産の認定を受け、ストーリーを構成する文化財等が新たな観光スポットになっている。また、近年は、瀬戸内国際芸術祭の効果もあり、当地域を含めた瀬戸内の島々に注目が集まっている。

そうした中、本計画の 1 点目として、広島江の浦地区には、島のシンボルで、日本遺産の構成要素である王頭山が登山客から人気を博しており、江の浦海水浴場と合わせて観光名所になっている。海水浴場に程近く、登山道への入り口に設置されている公衆トイレは、老朽化した汲み取り式トイレであるため、地元をはじめ登山客からは改築を望む声が多くあることから、令和 5 年度に洋式化を含めた改修を行う予定であったが、施設の損傷が当初の想定より著しいことが判明した。そこで、改修ではなく、建替による整備に切り替え、令和 5 年度は設計までを実施した。令和 6 年度は工事に着手し、早期完成を目指す。

2 点目は、王頭山同様、日本遺産の構成文化財で、近年、登山者が増加傾向にある心経山についても、登山道入口に新たに公衆トイレを整備することで、利便性及び更なる集客の向上を図る。

3 点目は、地域住民が生活道路として利用している橋梁が架設から 3 5 年以上経過し、老朽化が進んでいるため、新たに橋梁架替を行うことで、安全安心な生活道路を確保する。

4 点目は、消防団に配備している小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）が 1 7 年以上経過したため、更新計画に基づき、車両を新たに購入し配備することで、消防力の向上並びに安心・安全な地域づくりを目指す。

- ①江の浦地区公衆トイレ整備事業（王頭山入口）
観光及び生活環境向上のための公衆トイレ整備
- ②青木地区公衆トイレ整備事業（心経山入口）
観光及び生活環境向上のための公衆トイレ整備
- ③市道江の浦 12 号線 2 号橋橋梁架替事業
安全安心な生活環境向上のための橋梁架替工事
- ④消防ポンプ自動車等整備事業（消防団・茂浦）
消防団の小型動力ポンプ付積載車整備事業

3 公共的施設の整備計画
令和 6 年度 1 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分			
		事業費	財源内訳		一般財源のうち地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
江の浦地区公衆 トイレ整備事業 (王頭山入口)	丸亀市	43,900	0	43,900	38,500
青木地区公衆 トイレ整備事業 (心経山入口)	丸亀市	44,100	0	44,100	38,000
市道江の浦 12 号線 2 号橋橋梁 架替事業	丸亀市	9,200	0	9,200	9,200
消防ポンプ自動 車等整備事業 (消防団・茂浦)	丸亀市	9,363	0	9,363	9,300
合計		106,563	0	106,563	95,000

辺地度点数算定表（本土）（離島）

香川県丸亀市 広島町 地域 { 人口 233人
面積 12.32km² }

(令和5年4月1日現在)

区分	距離 (イ)km	単位距離 (ロ)km	(イ)÷(ロ)	点数	備考
駅又はバス停留所		0.20			駅 停留所
小学校	A	0.05	0.29		広島小学校 (級地)
	B	0.33			
	計	0.05	0.29	1	
中学校	A	0.05	0.15		広島中学校 (級地)
	B	0.67			
	計	0.05	0.15	1	
高等学校	A	13.76	13.76		藤井高等学校
	B	2.00			
	計	13.76	13.76	14	
中等教育学校	A				中等教育学校
	B	0.25			
	計	0.50			
医療機関	A	5.5	32.35		広島診療所
	B	0.33			
	計	5.5	32.35	33	
郵便局	A	0.1	0.30		広島郵便局
	B	0.67			
	計	0.1	0.30	1	
役場	A	13.1	19.55		丸亀市
	B	1	0.75		
	計	14.1	20.30	21	
近傍の市役所等	A	13.1	7.84		丸亀市
	B	1	0.30		
	計	14.1	8.14	9	
船着場	A	0.6	4.62		広島港
	B	0.27			
	計	0.6	4.62	5	
船着場から本土の定期航行の発着場までの距離	A	12.5	25		丸亀市 丸亀港
	B	0.50			
	計			25	
計			(ハ)	110	

離島{
を除く

本土{
を除く

鉄道又は定期バスの一日往復回数	回	(ニ) 点	船着場から本土までの月間平均の定期航行の回数	(ホ) 241回	35点
鉄道又は定期バスの運行休止期間	月~ 月~ 月~ 計	点	日間(ハ) 日間 日間 日間	点	運休の理由

計(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ハ)

地域の総戸数 C	無点灯戸数 D	D/C %	(フ) 点	0点
166戸	0戸		0	0点
電気の供給が制限されている場合の状況と供給時間等				
			(イ) 点	0点
飲用水を主として天水又は川水等から求めている場合の状況				
			(エ) 点	0点
地域に電話がない場合の状況				
(モよりの電話所在地までの距離 km)			(ル) 点	0点
当該地域において携帯電話が一社も通じない場合				
			(ヲ) 点	0点
特定振興山村の状況				
振興山村の名称			(リ) 点	(リ)
振興山村の指定年月日				
財政力指数				0点
(平成 年度~ 年度)				点
半島振興対策実施地域市町村の状況				
名称			(カ) 点	0点
(1) 郡市名				
町村名				
(1)の市町村における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況			(コ) 点	
(1)の市町村の市役所又は町村役場から、次の施設までの所要時間				分
①高速自動車国道のインターチェンジ				分
②空港				分
③新幹線鉄道の停車駅				分
計(①+②+③)				0点
島の状況				
名称 広島			(ク) 点	
(1) 郡市名 丸亀市				
町村名				25点
(1)の島における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況			(ケ) 点	
(1)の島の交通の中心地から、次の施設までの所要時間				65分
①高速自動車国道のインターチェンジ				95分
②空港				105分
③新幹線鉄道の停車駅				265分
計(①+②+③)				0点

計(フ)+(イ)+(エ)+(ル)+(ヲ)+(ク)

計(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ハ)+(ク)

計(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ハ)+(ク)

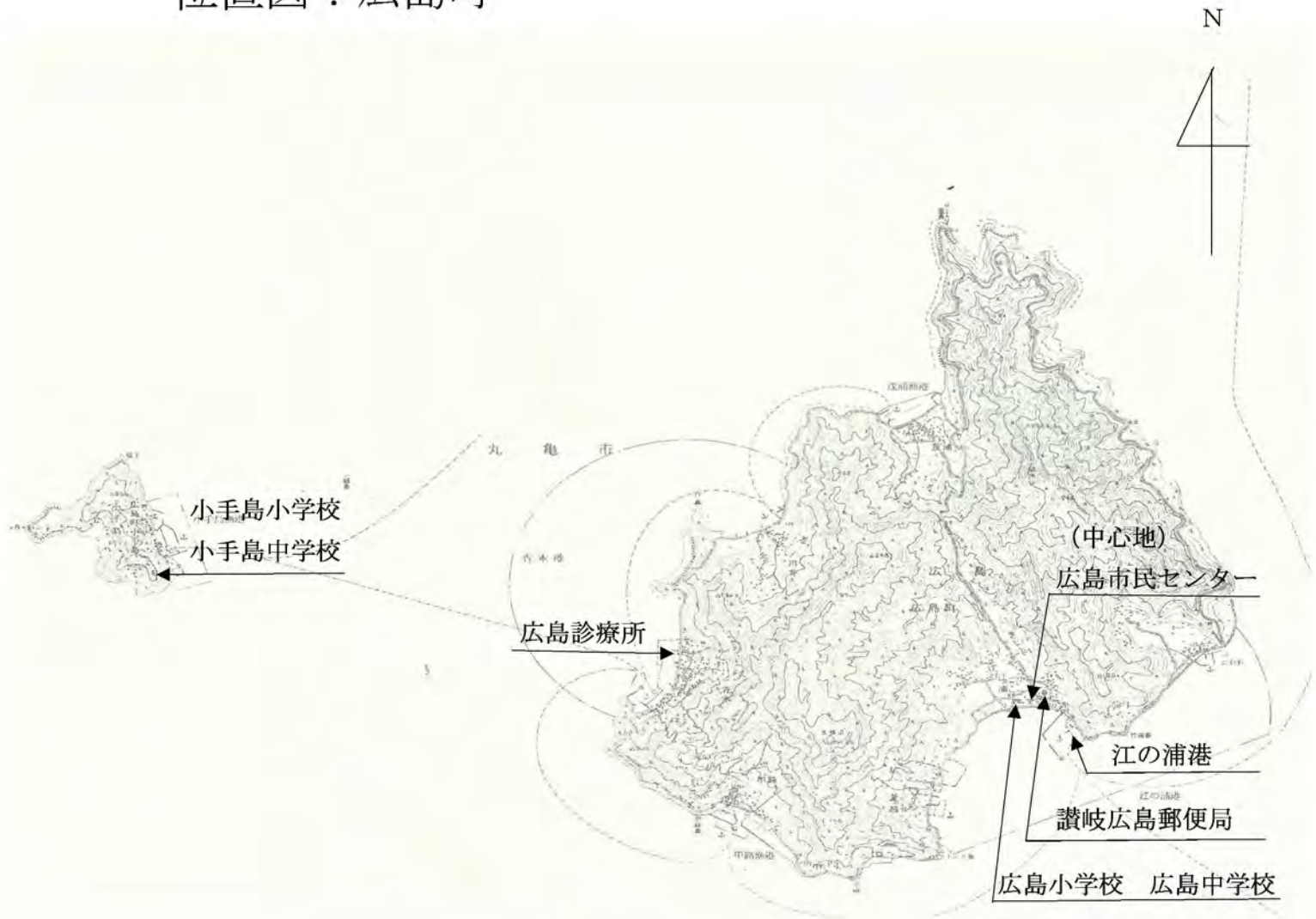
第6号様式別表

辺地度数算定表別表(市町名:丸亀市 辺地名:広島町)

		中心点		→		→		→		→		合計	
小学校	交通手段	駅・バス停・施設等	区分	(距離)	(徒歩)	(船)	(徒歩)	(バス)	(市役所)	()	()	()	A()
(広島小学校)	A(交通機関無)	広島小学校	0.05	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.05
(広島中学校)	A(交通機関無)	広島中学校	0.05	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.05
(高等学校)	A(交通機関無)	江の浦港	0.6	(船)	丸亀港	()	()	()	()	()	()	()	0.6
(藤井高等学校)	B(交通機関有)	江の浦港	12.5	()	()	()	()	()	()	()	()	()	12.5
(中等教育学校)	A(交通機関無)	江の浦港	0.66	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.66
(広島診療所)	B(交通機関有)	江の浦港	0.66	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.66
(診療機関)	A(交通機関無)	江の浦港	5.5	()	()	()	()	()	()	()	()	()	5.5
(郵便局)	B(交通機関有)	江の浦港	5.5	()	()	()	()	()	()	()	()	()	5.5
(讃岐広島郵便局)	A(交通機関無)	江の浦港	0.1	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.1
(役場)	B(交通機関有)	江の浦港	0.1	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.1
(丸亀市役所)	A(交通機関無)	江の浦港	0.6	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.6
(丸亀市役所)	B(交通機関有)	江の浦港	12.5	()	()	()	()	()	()	()	()	()	12.5
(近傍の市役所等)	A(交通機関無)	江の浦港	12.5	()	()	()	()	()	()	()	()	()	12.5
(丸亀市役所)	B(交通機関有)	江の浦港	12.5	()	()	()	()	()	()	()	()	()	12.5
(船着場)	A(交通機関無)	江の浦港	0.6	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.6
(江の浦港)	B(交通機関有)	江の浦港	0.6	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.6
(備考)	最寄りの駅等	江の浦港	0.6	()	()	()	()	()	()	()	()	()	0.6

注1 同一交通機関の経路については、始点と終点を記入すればよい。(乗継駅を記入する必要はない。)
 注2 距離は小数点第2位まで記入すること。(小数点以下3位を四捨五入。)

位置図：広島町



議案第45号

中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係市町と協議の上、中讃広域行政事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出

中讃広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

中讃広域行政事務組合規約(昭和46年香川県知事許可)の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後		改正前	
別表(第11条関係)		別表(第11条関係)	
区分	負担割合	区分	負担割合
(略)		(略)	
規約第3条第3号の負担金	<p>計画ごみ量割</p> <p>人口割 $\frac{25}{100}$ 搬入量割 $\frac{75}{100}$</p>	規約第3条第3号の負担金	<p>計画ごみ量割</p> <p>計画ごみ量割に用いる計画ごみ量は、計画目標年次におけるごみ処理量による。</p> <p>搬入量割に用いる搬入量は、前々年度の11月分から前年度の10月分までの市町別ごみ搬入量による。ただし、当該期間における搬入量の実績がない場合は、それぞれの計画ごみ量による。</p>

改正後		改正前	
施設解体及び 施設解体に係 る地方債の元 利償還に要す る経費	$\frac{25}{100}$ 人口割	$\frac{75}{100}$ 搬入量割	搬入量割に用いる搬 入量は、施設稼働開 始からの市町別ごみ 総搬入量による。
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 人口割に用いる人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市 町の人口による。		備考 人口割に用いる人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市 町の人口による。	

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行する。